

有害廃棄物管理強化へ WDS義務化も

中環審専門委で環境省

中央環境審議会廃棄物
処理制度専門委員会（委
員長＝大塚直・早稲田
大学法学部教授）の1日
の会合で、事務局の環境
省は有害廃棄物管理を強
化する考えを示した。危
険・有害廃棄物について
は、WDS（廃棄物デー
タシート）の内容を踏ま
えた排出事業者から処理
業者への情報提供の義務
化を提案した。

これに関して同省は、
関連法令で規制されてい
る物質を含む廃棄物につ
いて、処理過程における
事故の未然防止と環境上
適正な処理の観点から、
WDSで具体化されてい
る項目を踏まえ、より具
体的な情報提供の義務付
けを検討すべきとした。
また、ストックホルム
条約の規制対象物質であ
るいわゆるPOPs（廃棄
物については、処理ルー
トを制度的に担保する観
点から、排出実態、国際
動向、処理方法、処理基
準化、特別管理廃棄物の

指定対象の見直しなどにつ
いて、専門的な議論を行
うべく「委員会を設置す
るべき」との考えを示
した。

有害廃棄物情報の提供
義務化については委員か
ら、「化学的な成分等を
踏まえて排出事業者が排
出物を管理し、排出する
ということは現実的に難
しいのではないか。例え
ば再生素材に練りこまれ
た化学物質などは把握が
困難だ」（中杉修身・元
上智大学教授、日本建設
業連合会）などと否定的
な意見が相次いだ。事
務局は「WDSガイドラ
イン項目の運用実態を踏
まえて位置付けを考えて
いく」とした。

この他の論点では、ダ
イコー問題への対応策で
もある中間処理業者によ
る再生処理物の持ち出し
先も含めた情報提供ない
し公開について、その実
施を優良産廃処理業者認
定制度の認定基準に追加
するという方向性が示さ
れた。日建連が賛同した
一方、全国産業廃棄物連
合会は「排出事業者から
処理業者への情報提供も
同様に重要であり、WDS
の委託基準化を検討さ
れたい」と応酬。専門委
では前回も電子マネーフ
ェストの一部義務化が提案
されるなど、動・静脈間
の情報連絡のあり方を巡
る論点が目立ってきた。